

# 石 岡 市 農 用 地 利 用 集 積 計 画 書

第1 利用権設定（経営受委託，移転及び転貸を除く）関係  
各筆明細

令和 年 月 日提出

整理番号	利用権の設定を受ける者(借り手)の 住所及び氏名 (A)				(住所) TEL			(氏名又は名称) [同意印]			
	利用権を設定する者(貸し手)の 住所及び氏名 (B)				(住所) TEL			(氏名又は名称) [同意印]			
利用権を設定する土地 (C)					設定する利用権 (D)					利用権設定等促進事業の実施により 成立する利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係 (E)	
所 在		地 番	現況 地目	面 積 m <sup>2</sup>	利用権 の種類	内 容	始 期	存続期間 (終期)	借 賃		借 賃 の 支払方法
大 字	字										
								( 年)	10a 当り		
					(作物名: )						
					(作物名: )						
					(作物名: )						
					(作物名: )						

利用権を設定する土地の(B)以外の 権原者等 (F)				備 考
住 所	氏名又は名称	権原の 種類	[同意印]	

- (記載注意) (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別業とする。  
 (2) (C) 欄は、大字別に記載する。  
 (3) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇m<sup>2</sup>の内〇〇〇m<sup>2</sup>と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。  
 (4) (D) 欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。  
 (5) (D) 欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例:水田、普通畑、樹園地、農業用施設用地(畜舎)等)を記載し、( )内に具体的な作物名を記入する。また、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間をも併記する。  
 (6) (D) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日(始期)から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。  
 (7) (D) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。  
 (8) (D) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎年〇月〇〇日までに農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等)を記載する。  
 (9) (E) 欄は、(D) 欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等と記載する。  
 (10) (F) 欄は、(B) 欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。  
 (11) 同意については、(A) 欄、(B) 欄及び(F) 欄に同意印を押印することによって、かえることができる。  
 (12) 備考欄は、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。

利用権の設定等を受ける者（借り手）の農業経営の状況等

整理番号		氏名又は名称		性別	年齢	歳	農作業従事日数		日
利用権の設定等を受ける土地の面積 (A) m <sup>2</sup>		利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m <sup>2</sup>		利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)		利用権の設定等を受ける者の世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			
				世帯員（構成員）		農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	
農地		農地		男	人	農業専従者		人	(人日)
採草放牧地		採草放牧地		女	人	農業補助者	主として農業に従事する者	人	
その他							従として農業に従事する者	人	

利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)	
種類	数量	種類	数量

- (記載注意) (1) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、利用権の設定が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記入する。
- (2) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記入する。
- (3) (D) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60日～149日の者をいう。
- (4) (D) 欄の「雇用労働力」とは、世帯員以外の者を農作業従事者とし雇用している場合に、その雇用人数と年間の従事延日数を記入する。
- (5) (E) 欄の種類は、「乳牛」、「肉牛」、「肥育豚」、「繁殖豚」、「採卵鶏」、「ブロイラー」、「馬」等と記入する。
- (6) (F) 欄の種類は、「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」、「バインダー」、「普通トラック」、「軽トラック」、「乾燥機」、「精米機」、「テイラー」、「草刈機」、「揚水機」、「スピードスプレヤー」、「動噴」、「脱穀機」、「籾措機」、「発動機」、「電動機」、「防除機」等と記入する。